

国 運 審 第 9 5 号
平成 2 8 年 2 月 2 5 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

西肥自動車株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業
の上限運賃変更認可申請について

平 2 8 第 5 0 0 1 号

平成 2 8 年 1 月 2 6 日付け国自旅第 3 1 3 号をもって諮問された上記
の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

西肥自動車株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率38円20銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.9倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.8倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.7倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、170円とする。

理 由

1. 申請者は、平成9年12月1日に運賃の変更を行った後、消費税率（地方消費税率を含む。）の引き上げに伴い、税負担の転嫁を図るための運賃変更を平成26年4月1日に行い、同日から現行運賃を実施しているものであるが、近年、輸送需要の減少により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請を行ったものである。
2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成28年度の収支状況の見通しは、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は2,128百万円、適正な運送原価は2,399百万円と推定され、差引き271百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は2,303百万円となり、差引き97百万円の損失を生ずるものと見込まれる。

3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認める。